

つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新エネルギーの導入を促進するとともに二酸化炭素の排出を抑制し環境にやさしいまちづくりを推進するため、個人住宅用の太陽光発電システムを導入する者に対し、予算の範囲内において、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) 太陽電池 太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより発電する装置をいう。
- (3) 住宅 自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。
- (4) 低圧配電線 一般家庭用の単相三線式又は単相二線式の配電線をいう。
- (5) 逆潮流あり 太陽光発電システムにおいて、発電する電力が不足したときに電力会社から不足の電力の供給を受けることができ、かつ、太陽光発電システムによる電力が余ったときに余剰電力を当該電力会社へ送電できるシステムをいう。
- (6) 最大出力 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下2位未満を切り捨てる。）をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金は、市内に存する住宅（新築されるものを含む。）に次の各号に掲げる要件をすべて満たす太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）を設置し、又は、市内に存する補助対象システムの設置された住宅の引渡しを受けようとする者に対し交付する。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連携し、かつ、太陽電池モジュールの最大出力が10キロワット未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を

含めて10キロワット未満であること。

- (2) 太陽電池モジュールの変換効率が、別表第1に定める値以上であること。
- (3) 財団法人電気安全環境研究所（J E T）の行う太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであり、かつ、一般社団法人太陽光発電協会内に設けられた太陽光発電普及拡大センター（J-P E C）に登録されているものであること。
- (4) 太陽電池モジュールの最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保障されているものであること。
- (5) メーカー等による補助対象システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。
- (6) 未使用であること。ただし、移設されたもの又は同一場所で過去に電力会社と系統連携されたものを除く。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又はこの告示に基づく補助金の交付を受ける年度（以下「当該年度」という。）に市内に住所を有することとなる者
- (2) 交付決定日以後に、補助対象システムの設置又は引渡しを受ける者で、工事請負契約又は建売売買契約の締結を、当該年度の4月1日から12月末日までの間に行い、当該年度の1月末日までに、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金完了実績報告書（様式第7号）が提出できる者
- (3) 市税に滞納がない者
- (4) この告示に基づく補助金の交付をこれまでに受けていない者
- (5) 当該補助対象システムによる太陽光発電に係る電力受給に関する契約を締結する者であり、次に掲げる要件のいずれかに適合する者

ア 補助申請者が、自ら居住するための戸建て住宅に対象設備を導入する者で、建物所有者全員の承諾を得ているもの。

イ 補助申請者が、自ら居住するための共同住宅（建物に居住し、居住部への電力供給を目的としていれば共用部分への供給を含むシステムも可とする）に対象設備を導入する者。ただし、他に所有者がある場合は、建物所有者全員の承諾を得ている場合に限る。

ウ 補助申請者が、自ら居住するために対象設備付きの建売住宅の売買契約を締結し、及び購入するもので、建物所有者全員の承諾を得ているもの。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助申請者が太陽光発電システムを設置するために必要な経費であって別表第2に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、30千円に太陽電池モジュールの最大出力値（最大出力が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット）を乗じて得た額又は120千円のいずれか少ない額とし、この額に1千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (2) 住宅に補助対象システムを配置しようとするときは、当該補助対象システム設置場所の現況写真及び配置予定図の写し
- (3) 補助対象システムを設置する住宅に複数の所有者がいる場合には、補助申請者以外の所有者全員の承諾書（様式第2号）
- (4) 建物登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）の写し。ただし、申請時に未登記の建物に設置予定の場合には、建築に係る建築確認済証の写し又は検査済証等の建物所有者、所有地及び用途が確認できる書類の写し
- (5) 市税に係る納税証明書（過去3ヶ年分の滞納がない証明）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 第1項の申請書の提出期限は、当該年度の12月28日とする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、提出期限内であっても受付を停止するものとする。

- 4 申請に係る事務の手続きを第三者に代行させる場合は、事前に事務代行届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付するか否かを決定し、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助申請者は、補助対象事業の内容を

変更するとき又は補助対象事業を廃止しようとするときは、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第9条 市長は前条の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、補助申請者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助申請者は、電力会社との受給開始日から30日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業完了（廃止）実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）本市の発行する住民票の写し（発行日から1ヶ月以内のもの）
- （2）補助対象事業の実施状況を示す写真（太陽光モジュールの枚数が確認できるものとし、枚数が確認できないときは、補足としてシステム配置図を添付すること。）
- （3）補助対象経費の支払に係る領収書及び内訳書の写し
- （4）発電設備稼働確認書（様式第7-1号）
- （5）補助対象システムを構成する全ての太陽電池モジュールの出力対比表又は出力と製造番号が対比できるもの。
- （6）補助対象システムが設置された住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の建築確認済書及び住宅が確認できる立面図
- （7）その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出時において市内に住所を有していない者にあっては、前項第1号の書類は、つがる市への転入後速やかに提出するものとする。

（補助金の交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により確定通知書を受けた補助申請者は、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項に規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第14条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、補助申請者は当補助事業により取得した対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助申請者は、当補助事業により効用が増加し、又は取得した財産を耐用年数の期間内に処分する場合は、つがる市住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第10号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(処分の承認)

第14条 市長は前条の処分の承認申請があったときは、当該処分を承認するか否かを決定し、つがる市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金処分承認（不承認）決定通知書（様式第11号）により、補助申請者に対し通知するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

変換効率

太陽電池の種類	太陽電池モジュールの基準変換効率基準
シリコン単結晶系	16.0%
シリコン多結晶系	15.0%
シリコン薄膜系	8.5%
化合物系	12.0%

※一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が制定している「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業実施細則」に記載された最新の「変換効率」の数値とする。

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費の対象となる項目（消費税は除く。）

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）
その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む。）

※一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が制定している「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業実施細則」に記載された最新の「補助対象経費の対象となる項目」とする。